

佐賀県経常建設共同企業体取扱要領

(趣 旨)

第1条 中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成する共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）に関する基本的要件、登録手続等について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 経常建設共同企業体による施工対象工事は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）（以下「規則」という。）で定める等級に対応する設計価格の規模の工事に準じるものとする。

(構成員の数)

第3条 構成員の数は、2とする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。
- (2) 規則により入札参加資格を有する者で、登録をしようとする工事種類において同一等級又は直近の等級の者との組合せであること。
- (3) 佐賀県内に本店を置く者であること。

(構成員の要件)

第5条 構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち1者が、登録しようとする工事種類について元請としての施工実績を有すること。
- (2) 当該経常建設共同企業体の各構成員が、登録される工事種類に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。ただし、工事1件の金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額未満にあっては、専任を要しない。

(形態及び出資比率)

第6条 経常建設共同企業体の形態は共同施工方式（甲型）とし、構成員の出資割合は各構成員の落札した工事に関する割合に応じて定め、各構成

員の施工能力を反映した適正なものとする。なお、すべての構成員が 30% 以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第 7 条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(登 録)

第 8 条 経常建設共同企業体の入札参加資格は、規則により等級を決定する単体建設業者に準じ登録する。なお、登録の有効期間は経常建設共同企業体が登録された日から、当該経常建設共同企業体の構成員が規則により決定された入札参加資格の有効期限までとする。

- 2 一の企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1 とする。なお、一の経常建設共同企業体で複数の工事種類について登録することはできる。
- 3 経常建設共同企業体が解散したときは、入札参加資格の登録は取り消すものとする。

(登録手続き)

第 9 条 経常建設共同企業体が、入札参加資格審査申請を行う場合にあっては、資格審査申請書のほか次の各号に掲げる書類を知事（佐賀県県土整備部建設・技術課）に提出するものとする。

- (1) 経常建設共同企業体協定書（様式第 1 号）
 - (2) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
 - (3) その他資格審査に必要と認める書類
- 2 経常建設共同企業体を解散するときは 1 か月以上前までに解散届を知事（佐賀県県土整備部建設・技術課）に提出するものとする。

(入札参加)

- 第 10 条 第 8 条の規定により登録された経常建設共同企業体の入札参加については申請日の翌々月の初日からとする。ただし、申請する年度の直前の入札参加資格において第 8 条第 1 項に規定する入札参加資格の有効期限まで登録されていた経常建設共同企業体が、引き続き本要領の要件を満たし、申請する年度の入札参加資格施行日の 5 日前（佐賀県の休日に関する条例(平成元年条例第 29 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を含まない。)までに申請を行った場合の入札参加は、入札参加資格施行日からとする。
- 2 経常建設共同企業体は、第 8 条の規定により登録された業種について、構成員単体での入札参加は認めないものとする。ただし、経常建設共同企業体の入札参加資格の登録が取り消されたときはこの限りでない。

(補 則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、経常建設共同企業体の取り扱いに関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。